

【憲法】

[出題趣旨]

日本国憲法下の、国民主権、代表制、選挙権・被選挙権、表現の自由を中心に、基本原理、基本的権利に関する体系的理解を前提として、設問の事例の中から憲法上の問題点を指摘し、指摘した問題点について、体系的論理的に論じることを求めている。よって、個々の論点を指摘検討するだけでは十分ではなく、論者が選択した考え方の枠組の中で、個々の具体的制度を矛盾なく検討することが肝要である。

論じるべき問題としては、大きく分けると二つある。第一に、衆議院の小選挙区比例代表並立選挙制および重複立候補制の合憲性である。第二に、選挙運動規制の合憲性である。